

# 特定非営利活動法人Akatsuki 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Akatsuki という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市栄町12番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、プロ野球選手をはじめとするプロアスリートやアマチュアスポーツ選手のキャリア形成に関する普及啓発や、スポーツやその競技経験を活かして企業、教育機関、市民一般と共に活動できる環境設備、広くスポーツ競技に関する支援事業を行い、選手自身のセカンドキャリアの充実と、市民の健康増進や経済活動の活性化、スポーツの振興を図ることにより、広く公共の福祉に寄与することを目的とする。また、この法人は、主に経済的に又は精神的に支援を必要としている子供や高齢者に対して、子ども食堂、学習塾及びスポーツイベントなど地域の人々とのふれあいや交流の場を提供し、支援する事業を行い、子どもの健全育成と社会教育の推進及び高齢者の健康促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。加えて、大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対して、炊き出しの開催や物資の提供等を行い、地域の復興や社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業
- (2) 企業、団体等に対するプロアスリート人材情報の提供事業
- (3) スポーツ競技への支援事業
- (4) 子どもの健全育成のための支援事業
- (5) 高齢者の健康促進のための支援事業
- (6) 大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対する支援事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における決議事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項及び第 28 条第 1 項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほかに、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

### (資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 川口寛人

理事 神田孝

理事 島崎美夫

監事 持田禎宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）10,000円 賛助会員（個人・団体）100,000円

(2) 年会費 正会員（個人・団体）1口10,000円 賛助会員（個人・団体）1口100,000円

附則

平成28年10月20日一部変更（第2条関係）

附則

令和8年 月 日一部変更（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第12条、第13条、第14条、第15条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第35条、第37条、第43条、第44条、第45条、第49条、第53条関係）

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 Akatsuki

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業及び企業、団体等に対するプロアスリート人材情報の提供事業については、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する。また、スポーツ競技への支援事業、子供の健全育成のための支援事業、高齢者の健康促進のための支援事業及び大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対する支援事業については、調査研究及び広報等を中心に実施し、次年度以降の企画検討を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 44300 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業	プロ及びアマチュアアスリートに対し、キャリアの形成の重要性とその他多様な選択肢について情報提供を行い雇用期間の拡充に寄与する。	随時	群馬県内	6人	アスリート	2人	1500
企業、団体等に対するプロアスリート人材情報の提供事業	企業団体等に対し、卓越した競技経験や知見、人格を有するアスリート人材の情報提供を行い、優秀な社員や指導員の確保につなげることにより各々の事業発展を通じて、広く公共の福祉を実現する。	随時	群馬県内	3人	元プロアスリート	2人	1000
スポーツ競技への支援事業	障害者や小中学生をはじめ広く一般の市民に対して、スポーツの振興及び福祉の増進を図ることを目的としたスポーツ大会の企画・運営・協賛等を行う。	年1回	群馬県内の施設等	5人	主に群馬県内在住の小中学生や地域住民	10人	1000
子供の健全育成のための支援事業	(1)子供食堂の運営 中学生以下の子供を対象とした無料子供食堂の運営を行う。	月2回 (第3土曜日・日曜日)	群馬県高崎市内の飲食店等	6人	主に群馬県内在住の小中学生	100人	4000

	(2)子供塾の運営 中学生以下の子供を対象に無料学習塾の運営を行う。	月2回 (第3土曜・日曜日)	群馬県高崎市内の施設等	3人	主に群馬県内在住の小中学生	40人	2000
	(3)野球教室の開催 中学生以下の子供を対象にプロ野球選手、元プロ野球選手を講師に迎えての野球教室を実施する。	12月第2土曜日。	伊勢崎市民球場等	20人	主に群馬県内在住の小中学生	200人	25000
	(4)各種イベントの開催 中学生以下の子供や地域住民を対象としたBBQ大会やクリスマス会など季節に応じたイベントを実施する。	年4回 (7、8、12、3月)	群馬県高崎市内の飲食店等	10人	主に群馬県内在住の小中学生や地域住民	120人	4800
高齢者の健康促進のための支援事業	60歳以上のシニア世代を対象に健康促進を目的とするスポーツ研修会やイベントを実施する。	年3回 (8、10、12月)	群馬県内の施設等	10人	主に群馬県内在住の高齢者	48人	3000
大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対する支援事業	大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対して、炊き出しの開催や物資の提供等を実施する。	随時	主に関東圏の被災地や公園等	5人	主に被災者や社会的困難者	100人	2000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【      】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和9年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 Akatsuki

## 1 事業実施の方針

令和9年度は、プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業及び企業、団体等に対するプロアスリート人材情報の提供事業については、昨年度に引き続き、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する。また、子供の健全育成のための支援事業及び高齢者の健康促進のための支援事業については、昨年度の調査研究をもとに、各事業の実施について改善を図り、効果的な実施方法を構築する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 53000 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業	プロ及びアマチュアアスリートに対し、キャリアの形成の重要性とその他多様な選択肢について情報提供を行い雇用期間の拡充に寄与する。	随時	群馬県内	6人	アスリート	3人	2500
企業、団体等に対するプロアスリート人材情報の提供事業	企業団体等に対し、卓越した競技経験や知見、人格を有するアスリート人材の情報提供を行い、優秀な社員や指導員の確保につなげることにより各々の事業発展を通じて、広く公共の福祉を実現する。	随時	群馬県内	3人	元プロアスリート	3人	1500
スポーツ競技への支援事業	障害者や小中学生をはじめ広く一般の市民に対して、スポーツの振興及び福祉の増進を図ることを目的としたスポーツ大会の企画・運営・協賛等を行う。	年2回	群馬県内の施設等	5人	主に群馬県内在住の小中学生や地域住民	20人	2000
子供の健全育成のための支援事業	(1)子供食堂の運営 中学生以下の子供を対象とした無料子供食堂の運営を行う。	月2回 (第3土曜日・日曜日)	群馬県高崎市内の飲食店等	6人	主に群馬県内在住の小中学生	150人	6000

	(2)子供塾の運営 中学生以下の子供を対象に無料学習塾の運営を行う。	月2回 (第3 土曜・日 曜日)	群馬県 高崎市 内の施 設等	3人	主に群 馬県内 在住の 小中学 生	60人	3000
	(3)野球教室の開催 中学生以下の子供を対象にプロ野球選手、元プロ野球選手を講師に迎えての野球教室を実施する。	12月第 2土曜 日。	伊勢崎 市民球 場等	20人	主に群 馬県内 在住の 小中学 生	200人	25000
	(4)各種イベントの開催 中学生以下の子供や地域住民を対象としたBBQ大会やクリスマス会など季節に応じたイベントを実施する。	年5回 (7、8、 12、1、3 月)	群馬県 高崎市 内の飲 食店等	10人	主に群 馬県内 在住の 小中学 生や地 域住民	150人	6000
高齢者の健康 促進のための 支援事業	60歳以上のシニア世代を対象に健康促進を目的とするスポーツ研修会やイベントを実施する。	年5回 (4、8、 10、12、 2月)	群馬県 内の施 設等	10人	主に群 馬県内 在住の 高齢者	80人	5000
大規模災害の 被災者や社会的 困難な状況に ある人々に対 する支援事業	大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対して、炊き出しの開催や物資の提供等を実施する。	随時	主に関 東圏の 被災地 や公園 等	5人	主に被 災者や 社会的 困難者	100人	2000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【      】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

特定非営利活動法人 Akatsuki

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
<b>[A]</b>	<b>経常収益</b>		
1	受取会費		2,250,000
	正会員受取会費	2,100,000	
	賛助会員受取会費	150,000	
2	受取寄附金		3,600,000
	受取寄附金	3,600,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		770,000
	プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業収益	300,000	
	企業、団体に対するプロアスリート人材の提供事業収益	200,000	
	スポーツ競技への支援事業	100,000	
	子どもの健全育成のための支援事業	50,000	
	高齢者の健康促進のための支援事業	120,000	
	大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対する支援事業	0	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			6,620,000
<b>[B]</b>	<b>経常費用</b>		
1	事業費		
	(1) 人件費		1,150,000
	給料手当	750,000	
	役員報酬	400,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		3,280,000
	会議費	50,000	
	旅費交通費	140,000	
	外注費	2,000,000	
	材料費	200,000	
	販売促進費	400,000	
	印刷製本費	10,000	
	支払手数料	480,000	
事業費計			4,430,000
2	管理費		
	(1) 人件費		430,000
	役員報酬	280,000	
	給料手当	150,000	
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		1,080,000
	会議費	150,000	
	旅費交通費	35,000	
	消耗品費	35,000	
	水道光熱費	80,000	
	通信運搬費	80,000	
	地代家賃		
	支払手数料	700,000	
管理費計			1,510,000
経常費用計			5,940,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			680,000
<b>[C]</b>	<b>経常外収益</b>		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
<b>[D]</b>	<b>経常外費用</b>		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			680,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③-④+⑤			610,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

特定非営利活動法人 Akatsuki

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		3,300,000
	正会員受取会費	3,000,000	
	賛助会員受取会費	300,000	
2	受取寄附金		2,000,000
	受取寄附金	2,000,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		200,000
	受取補助金	200,000	
4	事業収益		1,280,000
	プロ及びアマチュアアスリートに対するキャリア形成の支援事業収益	600,000	
	企業、団体に対するプロアスリート人材の提供事業収益	300,000	
	スポーツ競技への支援事業	100,000	
	子どもの健全育成のための支援事業	80,000	
	高齢者の健康促進のための支援事業	200,000	
	大規模災害の被災者や社会的困難な状況にある人々に対する支援事業	0	
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		6,780,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		1,520,000
	給料手当	920,000	
	役員報酬	600,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		3,830,000
	会議費	50,000	
	旅費交通費	200,000	
	外注費	2,300,000	
	材料費	270,000	
	販売促進費	500,000	
	印刷製本費	10,000	
	支払手数料	500,000	
	事業費計		5,350,000
2	管理費		
	(1) 人件費		600,000
	役員報酬	400,000	
	給料手当	200,000	
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		810,000
	会議費	120,000	
	旅費交通費	50,000	
	消耗品費	50,000	
	水道光熱費	120,000	
	通信運搬費	120,000	
	地代家賃		
	支払手数料	350,000	
	管理費計		1,410,000
	経常費用計		6,760,000
	当期経常増減額【A】－【B】・・・①		20,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		20,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		610,000
	次期繰越正味財産額③－④+⑤		560,000